

令和元年 12 月 17 日
気象庁予報部

配信資料に関するお知らせ

～宮城県、福島県、茨城県及び長野県の一部市町村における洪水警報・注意報の
暫定基準を適用した運用の終了について～
(令和元年 10 月 17 日付お知らせ、令和元年 10 月 18 日付お知らせ及び
令和元年 11 月 11 日付お知らせ関連)

令和元年台風第 19 号による大雨により堤防が決壊するなど甚大な被害が発生した県
では、気象台が発表する洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）について、
警戒を高めるため、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用しているところ
です。

今般、河川施設の被害状況や復旧状況等から、宮城県、福島県、茨城県及び長野
県の一部の市町村については、令和元年 12 月 18 日 13 時（日本時間）から洪水
警報・注意報の暫定基準を適用した運用を終了します。その他の市町村については、
暫定基準を適用した運用を継続します。

記

○宮城県

「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」に伴う暫定基準の運用を継続して
いる市町村を除き、暫定基準を適用した運用を終了します。

暫定基準を見直し、通常の基準を適用して運用する市町村

仙台市（仙台市西部に限る。）、塩竈市、白石市、角田市、多賀城市、登米市、
栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、
川崎町、丸森町、亘理町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、
色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町

暫定基準を適用した運用を継続する市町村

仙台市（仙台市東部に限る。）※、石巻市※、気仙沼市※、名取市※、岩沼市※、
東松島市※、山元町※、松島町※、南三陸町※

○福島県

一部の市町村において、暫定基準を適用した運用を終了します。

暫定基準を見直し、通常の基準を適用して運用する市町村

会津若松市、須賀川市、喜多方市、二本松市、田村市、国見町、川俣町、
大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、

磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢祭町、塙町、鮫川村、平田村、古殿町、三春町、小野町、川内村、飯館村

暫定基準を適用した運用を継続する市町村

福島市、郡山市、いわき市、白河市、相馬市、南相馬市※、伊達市、本宮市、桑折町、鏡石町、矢吹町、棚倉町、石川町、玉川村、浅川町、広野町、檜葉町、富岡町※、大熊町※、双葉町※、浪江町※、葛尾村、新地町

○茨城県

一部の市町村において、暫定基準を適用した運用を終了します。

暫定基準を見直し、通常の基準を適用して運用する市町村

土浦市、石岡市、結城市、竜ヶ崎市、下妻市、牛久市、潮来市、守谷市、那珂市、筑西市、かすみがうら市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村、美浦村、阿見町、五霞町、利根町

暫定基準を適用した運用を継続する市町村

水戸市、日立市、古河市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、常陸大宮市、坂東市、稲敷市、桜川市、銚田市、城里町、大子町、河内町、八千代町、境町

○長野県

今回の変更により、全ての市町村において、暫定基準を適用した運用を終了します。

暫定基準を見直し、通常の基準を適用して運用する市町村

長和町

暫定基準を適用した運用を継続する市町村

なし

※宮城県及び福島県において、「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」に伴い暫定基準を適用した運用を行っている市町村は、引き続き、この運用を継続します。

以上

【参考】栃木県及び埼玉県の暫定基準の適用状況

栃木県及び埼玉県については、今回は変更ありません。両県において、現在暫定基準を適用しているのは以下の市町村です。

○栃木県

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、茂木町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町

○埼玉県

全市町村